

保護者各位

令和2年4月30日

富山市教育委員会
教育長 宮口 克志

臨時休業期間の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、
当面、5月31日（日）まで臨時休業期間を延長します。

本市においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月13日から小・中学校を休業とし、その後、幼稚園等も休業、登園自粛をしてきました。しかしながら、依然として児童生徒を含む感染者及び感染が疑われる事例が増えており、5月の大型連休後も予断を許さない状況が続くと想定されます。また、一昨日、富山県において、県立学校が5月末まで臨時休業すると発表があり、現在、国も緊急事態宣言の延長について検討しているとのことです。

つきましては、富山市立の幼稚園・認定こども園、小・中学校については、5月6日（水）までの臨時休業期間を当面、5月31日（日）まで延長します。

※学校再開は、6月1日（月）からの予定ですが、給食の再開時期については、改めてお知らせします。（学校再開後もしばらくの間、給食の提供ができない場合があります。）

なお、今後、感染状況等が変化した場合、臨時休業の措置をさらに延長することがあります。加えて、臨時休業期間中は、次のこととに留意され、これまで以上に感染防止等に努めてください。保護者の皆様には、ご理解とご協力を願いいたします。

記

1 臨時休業期間中は、感染拡大防止のため、これまで以上に不要不急の外出を控え、家庭で過ごすとともに、感染予防に努めてください。やむを得ず外出する場合は、必ずマスクを着用し、感染予防に努めてください。

2 これまで児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合、当該校から保護者宛に緊急安全メールでお知らせしてきました。しかし、休業の期間が20日間となり、学校内における児童生徒及び教職員間での感染の可能性が極めて低いこと、通学する児童生徒がその校区に居住しているとは限らないこと等から、臨時休業期間中は、原則、児童生徒等の感染が確認された場合でも、当該校から保護者宛に緊急安全メールは発信しません。

3 児童生徒及び家族において、新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者と特定された場合は、これまで同様に速やかに家庭から学校に連絡してください。

※5/2(土)～6(水)は、富山市教育委員会(443-2210・9～15時)に連絡してください。

4 学習プリント等の配付については、対面接触を伴わないポストインや郵送等で実施いたします。また、児童生徒宅への家庭訪問については、感染予防対策を講じた上で、必要最小限の範囲で実施することがあります。

※臨時休業の期間に変更がある場合には、感染等の状況をみて、市教育委員会で決定し、その都度、学校から連絡します。

※臨時休業中の学校からの連絡については、学校ホームページ、緊急安全メール等で行いますのでご確認ください。必要に応じて担任等から連絡する場合があります。

※お子さんことで心配なことがあれば、気軽に学校にご相談ください。